

## 中央環境審議会自然環境部会 小委員会・専門委員会の廃止について（案）

### 1. 自然環境部会に設置されている小委員会、専門委員会

- ① 自然公園小委員会
- ② 温泉小委員会
- ③ 野生生物小委員会
- ④ 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会
- ⑤ 遺伝子組換え生物等専門委員会
- ⑥ 生物多様性国家戦略小委員会

### 2. 廃止する小委員会、専門委員会について

#### I 遺伝子組換え生物等専門委員会

廃止理由	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律の施行状況等について検討を行うため、平成27年8月に設置し、平成31年2月までに検討会含め7回開催し、同法の施行状況及び同法の規制対象外とされた生物の取扱い等について取りまとめが行われた。これにより審議に一区切りがついた。
主管省庁及び 庶務担当部局 課室	環境省自然環境局 野生生物課外来生物対策室
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第9条
設置年月	平成27年8月
所掌事務 (設置理由)	遺伝子組換え生物等に係る国内外の動向を踏まえつつ、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の施行状況等に関する事項について調査及び検討を行う。

## II 生物多様性国家戦略小委員会

廃止理由	生物多様性基本法第 11 条に規定する生物多様性国家戦略の変更案の検討を行うため、令和 3 年 8 月に設置し、令和 5 年 3 月までに 7 回開催し、生物多様性国家戦略 2023-2030（案）を取りまとめ、同戦略は令和 5 年 3 月に閣議決定された。これにより審議に区切りがついた。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省自然環境局 自然環境計画課生物多様性戦略推進室
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第 8 条
設置年月	令和 3 年 8 月
所掌事務 （設置理由）	生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 11 条に規定する生物多様性国家戦略の案の検討を行う。